

議案第40号

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例（平成18年北名古屋市条例第130号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市旅館建築審査会の委員構成を改めるとともに、引用法令の適正化を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市旅館建築の規制に関する条例（平成18年北名古屋市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第134条」を「同法第134条」に改め、同項第3号中「第14条第1項」を「第5条の3」に改め、同項第5号中「第1条」を「第1条の5」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 審査会は、委員5人で組織する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、知識経験者から市長が委嘱し、又は任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。